

1 誰もが「地域で自分らしく安心して暮らす権利」を持っています

「地域で自分らしく安心して暮らす権利」

これは、皆が平等にある権利であり、憲法で保障されています。

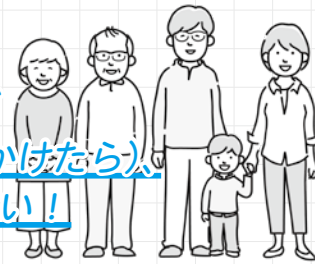
自分のことは自分で決め、自立した生活をおくる。これらは平等に保障されており、本人の意思決定を支援することが権利擁護につながります。しかし、高齢になり判断能力が以前のままではなくなってしまった場合、権利を侵害されることがあります。

気になる状況を把握しても「家族の問題だから立ち入れない」「これまで親子（夫婦）でいろいろあったみたいだから」「家族ばかりが悪い訳ではないし」「家族も一生懸命がんばってきたのだから」「命に別状はなさそう」等々……。理由をつけて見過ごされていることがあります。しかし、「気になること」を権利擁護の問題として捉えてみるとどうでしょうか。自分で、自分の権利を守ることができない場合、介入が必要となる場合があります。

身体的虐待

- たたく、殴る、蹴る、つねる
- 無理やり食べさせる
- 外から鍵をかけて閉じ込める
- ベッドに縛りつける

こんなことが
あったら（見かけたら）
ご相談ください！



性的虐待

- 下半身を裸や下着のまま放置する
- 人前でオムツ交換をする
- キス、性器への接触
- わいせつな行為を強要する

放棄・放任（ネグレクト）

- 入浴させない
- 水や食事を与えない
- オムツ交換をしない
- 不衛生な環境下に放置する

経済的虐待

- 日常的に必要なお金を渡さない
- 医療・介護に必要な費用を支払わない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分する

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 威圧的な態度、無視をする
- 人前で恥をかかせたり、嫌がらせをする

2 あなたの通報で救える命があります

高齢者虐待の通報は、気づいたときにすぐ！

地域で気づいた些細なことが、家庭内では長期にわたり、次第に大きな問題となっているかもしれません。気づいたときが、介入の時です。明確な根拠や証拠は必要ではありません。「これからの関係性もあるから……」という場合も、ためらわずにご相談ください。通報者の秘密は守られます。

3 支援が入ることで、家族全体のサポートにもつながります

専門職の適切な介入により虐待を受けた高齢者のみならず、家族全体を支援していきます。また、関係性を見直すことにより、介護の負担軽減にもつながっていきます。



■ 相談・通報先

高齢福祉課 ☎ 22-1700 / 地域包括支援センター ☎ 26-2250